

阿賀野市水道料金等徴収事務委託規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和6年6月5日

阿賀野市水道事業

阿賀野市長 加藤 博 幸

阿賀野市水道事業管理規程第4号

阿賀野市水道料金等徴収事務委託規程の一部を改正する規程

阿賀野市水道料金等徴収事務委託規程（令和5年阿賀野市水道事業管理規程第3号）の一部を次のように改正する。

第5条中「受注者」を「受託者」に改める。

第6条の見出し中「受注者」を「受託者」に改め、同条第1項から第3項までの規定中「受注者」を「受託者」に、「受注業務」を「受託業務」に改める。

第7条中「受注者」を「受託者」に改める。

第8条中「受注者」を「受託者」に、「受注業務」を「受託業務」に改める。

第9条中「受注者」を「受託者」に改める。

第10条中「受注者」を「受託者」に、「受注業務」を「受託業務」に改める。

第11条中「受注者」を「受託者」に改める。

第12条から第14条までの規定中「受注者」を「受託者」に、「受注業務」を「受託業務」に改める。

第15条及び第18条中「受注者」を「受託者」に改める。

第19条の見出し及び同条第1項中「受注者」を「受託者」に改め、同条第2項及び第3項中「受注者」を「受託者」に、「受注業務」を「受託業務」に改める。

第20条各号列記以外の部分中「受注者」を「受託者」に改め、同条第3号中「受注業務」を「受託業務」に改め、同条第4号中「受注者」を「受託者」に改める。

第21条中「受注者」を「受託者」に、「受注業務」を「受託業務」に改める。

第22条中「受注者」を「受託者」に改める。

第23条から第26条までの規定中「受注者」を「受託者」に、「受注業務」を「受託業務」に改める。

第27条各号列記以外の部分中「受注者」を「受託者」に改め、同条第2号中「受注業務」を「受託業務」に改め、同条第5号中「受注者」を「受託者」に改める。

第1号様式中「発注者」を「委託者」に、「受注者」を「受託者」に改める。

第2号様式中「受注者」を「受託者」に、「受注業務」を「受託業務」に改める。

第4号様式中「発注者」を「委託者」に、「受注者」を「受託者」に、「受注」を「受託」に改める。

附 則

この規程は、令和6年6月5日から施行する。